

第2章

「個別の教育支援計画」について

1 「個別の教育支援計画」とは

「個別の教育支援計画」とは、教育、福祉、医療、労働等が一体となって乳幼児期から学校卒業後まで障害のある子どもの支援を行うための計画のことと言います。「障害者基本計画」における「個別の支援計画」と同義のものであり、教育機関が中心となって策定したものを「個別の教育支援計画」と呼びます。

障害のある子どもの教育的ニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応するという観点で作成することが必要になります。長期的な視点に立ち、入学前から卒業後までを見越したものでなければなりません。また、教育の視点のみならず、関係する福祉や医療、労働等の立場の人が協力して情報を提供し、支援の在り方を総合的に示したものであることが望されます。さらには各関係機関との連携の方法についても、できるだけ具体的な記述があるとよいでしょう。

盛り込むことが望ましい内容としては、次のようなものがあります。

- 1 子どもの実態や教育的ニーズ
- 2 教育的支援の目標・内容
- 3 主たる支援者や支援チームの編成と関係する機関の役割、連携の方法
- 4 評価の方法、時期、評価にあたる者
- 5 評価に基づく改善策
- 6 引継ぎ事項

計画は固定化されたものではなく、子どもの成長や変化、周囲の状況の変化等について十分検討しながら「Plan（計画）－Do（実践）－See（評価・改善）」のプロセスで進めることが大切です。

「個別の教育支援計画」に基づき、具体的な「個別の指導計画」が作成されることになります。「個別の指導計画」は各教科の指導や学校生活場面での子どものつまずきに対する支援の方法を具体的に示したものです。「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」は別のものとして作成されることがあります、内容としては密接に関連していかなければなりません。

2 「個別の教育支援計画」の趣旨

平成14年12月に閣議決定された「障害者基本計画」では、「障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援を行う」と示されました。

一方、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が平成15年3月に出され、子どもたち一人一人のニーズに応じて、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を教育、福祉、医療、労働等が連携して行うために「個別の教育支援計画」を策定することが提言されました。

「個別の教育支援計画」は、障害のある児童生徒を取り巻く、教育・医療・福祉・労働等の関係機関の関係者、保護者等の密接な協力体制の下で、学校等の教育機関が中心となって作成されます。

このことは、障害のある児童生徒を、地域社会に生きる個人として、社会全体として支援していくという考え方を背景として、児童生徒一人一人を見つめてそのニーズに対応するために、地域社会の支援体制の中で生涯にわたる支援を考え方の基本にしています。

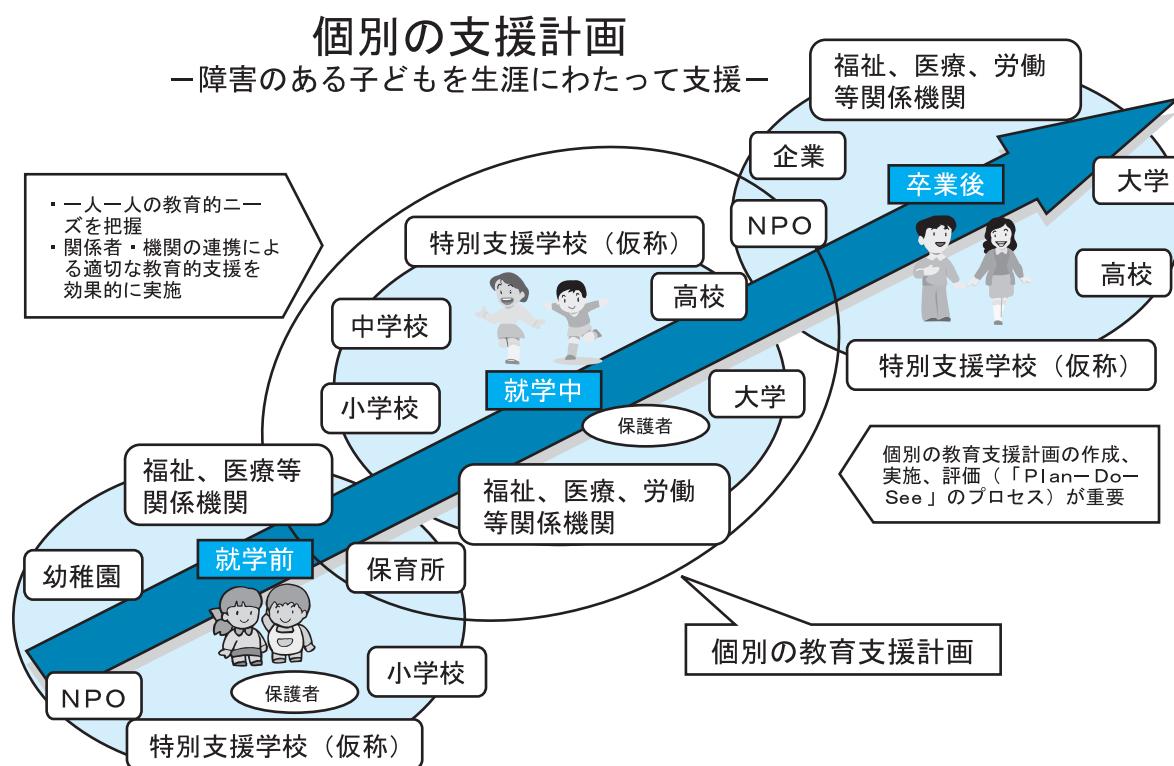
※「盲・聾・養護学校における『個別の教育支援計画』全国特殊校長会中間まとめ」ビジュアル版（ジアース教育新社）より一部引用

3 「個別の教育支援計画」の目的と役割

「個別の教育支援計画」は障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とします。

また、この教育的支援は、教育だけではなく、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局等の密接な連携協力を確保することが不可欠です。

児童生徒たち本人及び保護者にとって「個別の教育支援計画」の果たす役割は、生活をトータルに捉えて支援することや、生涯にわたってライフステージに応じた支援をするためのものであるとともに、就学前、学校在学中及び学校卒業後の本人の社会参加をすすめるための総合的な支援であるということが言えます。



個別の支援計画（全体）

4 「個別の教育支援計画」の作成

(1) 作成者

「個別の教育支援計画」は、在学中においては、障害のある児童生徒を取り巻く福祉、医療、労働等の各機関等との密接な協力体制の下で、盲・ろう・養護学校または小・中学校、若しくは高等学校が中心となって作成します。児童生徒の指導を担当する担任が中心となり、学校内及び関係機関との連携調整役となる特別支援教育コーディネーターの助言を得て、「校内委員会」と共に具体的な内容を確定します。

(2) 作成期間

基本的には、児童生徒が在籍したときから作成されます。場合によっては、入学前において学校や教育機関がかかわり始めたときから作成することもあります。一方、卒業後についても、一定期間作成することもあると考えられます。

※盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」「全国特殊校長会 中間まとめ」ビジュアル版（ジアース教育新社）より引用

(3) 対象範囲

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」においては、「障害のある幼児や児童生徒で、特別な教育支援が必要なもの。幼稚園から盲・ろう・養護学校の高等部、高等学校段階までの者を中心に考える。障害の範囲としては、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、言語障害、情緒障害、LD、ADHD、高機能自閉症等」と記されています。

5 「個別の教育支援計画」の内容

就学前から就学中、卒業後に至り、本人の社会参加をすすめるための総合的な支援であることをめざしています。

「個別の教育支援計画」には、基本的には以下のようない内容が盛り込まれます。

(1) 児童生徒の実態と特別な教育的ニーズの内容

児童生徒本人が、障害があるために直面し遭遇している、身体的、心理的な困難、生活するうえでの困難、社会参加するうえでの困難、の実態を把握します。学校生活の場面だけではなく、一日の生活の流れや、地域生活や家庭生活の範囲にわたる総合的な視点と、就学前から就学中、学校卒業後までの長期的な視点で、実態を把握することが必要です。

特別な教育的ニーズとは、上記の実態を把握した上で、それらを改善し克服しようとするための、教育、医療、福祉、労働等のさまざまな分野からみたニーズのことです。

(2) 適切な教育的支援の目標と内容

学校や家庭、地域での生活全般を念頭に置いて、必要となる支援の目標とそれを実現するための基本的内容を明らかにします。具体的にどのような支援が必要になるかは、本人及び保護者の意向を充分にふまえて一人一人のニーズに応じる形で、学校が中心となって医療、福祉、労働等の様々な関係機関と連携協力して検討する必要があります。

また、それぞれの分野及び関係機関からの支援については、内容や支援者等を併せて記述します。

(3) 教育的支援を行う者・機関等

支援を行う者・機関については、児童生徒のライフステージごとに変化しつつも、支援内容に応じて定められます。一人一人の支援内容を念頭において、保護者を含めた支援者それぞれの関係機関が、それぞれの役割について具体化を図ることが必要です。

(4) 評価と改善

計画の中の支援内容が、常に児童生徒にとって適切なものであるのか確かめ、さらに、より適切な支援計画として見直しや改善を行う必要があります。そこで、あらかじめ、実施時期、内容、方法を計画に記載しておきますが、評価の実施時期は、一人一人の障害の状態やニーズによって異なりますので、個別に設定するほうが望ましいと考えられます。また、評価にあたる関係者は、作成段階で関与した者も含まれます。

(5) 引継

校内の引継ぎ体制はもとより、児童生徒の進学や転学等に際して、計画の作成担当機関等が変更となる場合には、引き続き適切な支援が一貫して行われるように、計画に係る責任の明確化の観点から、引継ぎのシステムの構築が必要です。

6 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」との関連

「個別の教育支援計画」は障害のある児童生徒にかかる様々な関係者（教育、医療、福祉等の関係機関の関係者、保護者など）が子どもの障害の状態等にかかる情報を共有化し、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担などについて話し合い作成する児童生徒の生活全般を捉えた支援計画です。

これに対して、「個別の指導計画」は、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛りこんだ学校における指導計画です。

したがって、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の関連は、教育以外の様々な分野による支援内容を含め作成する「個別の教育支援計画」を踏まえて、学校教育における「個別の指導計画」をきめ細かに作成するという関係になります。

なお、盲・ろう・養護学校の高等部においては、現在、障害のある生徒を取り巻く、福祉、医療、労働等の密接な関係機関の連携のもと「個別移行支援計画」を作成しています。これは、卒業後の移行の時期における「個別の教育支援計画」と考えることができます。

7 学校全体で取り組むための組織体制づくり

「個別の教育支援計画」は、まずは学級担任が中心となって原案を作成することになります。その際、担任以外の関係職員・本人・保護者といった学校内における関係者と連携を取り合い、情報を収集したり話し合いをもったりしながら作成することは非常に大切なこととなります。しかし、策定に当たっては、校内の連携によるものだけではなく、学校外の医療・福祉・労働等の関係諸機関と連携を取り合い、より広く、また専門的な視野から検討を重ねていく必要があります。

その際、関係諸機関と連絡調整を行うのは特別支援教育コーディネーターの役割となります。各学校のコーディネーターは、日頃から学校内外の情報を十分にキャッチし、必要に応じて学級担任や本人・保護者にその情報を提供したり、よりよい支援の方法について一緒に考えるといったマネジメントを行っていく必要があります。

学校全体としては、このような「個別の教育支援計画」の策定作業が円滑に運ぶように、「校内委員会」や「個別の教育支援計画策定委員会」のような組織を設置しなければなりません。委員会においては、学校外の関係諸機関よりの助言を取り入れながら、学校内の関係者や本人・保護者が一緒になってよりよい支援についての計画を策定します。

「個別の教育支援計画」の策定にあたっては、決して少人数で処理するのではなく、学校内外で広く連携をとり合うような組織体制を整えておかなければなりません。

なお、組織体制作りについての具体例は、以下の箇所に示しておりますので、ご覧ください。

*小中学校における具体例…第1章の「3 小・中学校における校内支援体制」(P16～)

*盲・ろう・養護学校における具体例…第2章のQ21 (P 62)

8 「個別の教育支援計画」の作成および活用の手順

作成の手順については、「今後の特別支援教育のあり方について（最終報告）」の中で、次のように示されています。

作成を担当する機関が、以下の手順で計画の作成・点検を行う。

- 1 障害のある児童生徒の実態・ニーズの把握
- 2 実態に応じた教育的支援目標の設定
- 3 具体的な支援内容・支援機関（担当者）等の明確化
- 4 評価の内容及び時期、関係者の明確化

「個別の教育支援計画」の作成および活用の手順については、これに基づくと共に、さらに「Plan（計画）→Do（実施）→See（評価）」のサイクルを取り入れて、以下のようにあらわすことができます。

Plan（計画）

- 1 実態・ニーズの把握
 - (1) 基本的な幼児児童生徒の実態を把握する。
 - (2) 本人・保護者の、願い・悩みを把握する。
- 2 実態に応じた教育的支援目標の設定
 - (1) 将来像を設定する。
 - (2) 必要とされる教育的支援目標を設定する。
- 3 具体的な支援内容・支援機関（担当者）等の明確化
 - (1) 生活全般に渡り、具体的な支援内容・支援機関（担当者）を定める。



Do（実施）

- 4 「個別の教育支援計画」に基づいた、生活全般にわたる支援の実施
 - (1) 学校生活における教育活動の実施
 - ・「個別の指導計画」を作成し、それに基づいた指導を行う。
 - (2) 家庭生活・地域生活に対する支援
 - (3) 関係諸機関との連携
 - ・一人一人のニーズに応じた医療・福祉・労働等の諸機関との連携を図る。
 - ・情報を整理し、本人及び保護者に提供する。



See（評価）

- 5 評価内容及び時期・関係者を明確にした「個別の教育支援計画」自体の評価および是正
 - (1) 評価の内容・方法
 - ・生活全般に渡り、教育的支援目標は適切であるか評価する。
 - ・具体的な支援内容・支援機関（担当者）は適切であるか評価する。
 - (2) 是正
 - ・うまく機能していない場合は別の支援方法を考慮する。
 - ・必要ななくなった支援は消去し、別の支援が必要でないか検討する。
 - ・他に必要な支援はないか検討する。
 - (3) 時期・関係者 1年間隔での評価：学級・学年または学部単位で行う。
3年間隔での評価：外部諸機関の関係者を交えて行う。

9 保護者の役割と参加

「個別の教育支援計画」は、児童生徒をとりまく複数の支援者とともに作っていくのですが、その中で、保護者は重要な支援者の一人として位置づけられています。保護者は作成された計画やその実施内容を十分に理解する必要があり、学校は保護者に対して、計画案や計画そのものについて十分な説明をし、同意を得ることが大切です。つまり、学校は「個別の教育支援計画」の作成に当

たって、その意義や作成手順、評価方法等について、懇談会や個人面談等により、積極的に保護者に伝え、計画の作成や評価の過程で保護者の積極的な参加を促し、保護者の声に耳を傾けることによって、保護者の十分な理解と協力を得ていきます。また、担任は日頃から保護者との情報交換を密にし、話しやすい関係づくりに努めることや、計画の作成・実施・評価の各段階の話し合いを通じて、お互いをよく理解することを心掛けます。それらは、家庭での支援を一緒に考える、アドバイスする、支援機関の情報を提供するなどの保護者支援であり、間接的な児童生徒支援となります。

10 地域・関係諸機関との連携

地域や関係機関と連携して「個別の教育支援計画」を作成し、活用するためには、本人を中心に位置づけたネットワークの構築が不可欠です。まず、現在本人が受けている支援の状況を把握するところから始めます。アンケートや面談を通して、保護者からどのような関係機関から支援を受けているか、また、本人や保護者のニーズに対して、現在の支援の状況は満足のいくものであるかを把握します。このニーズに対して、支援の体制ができていなかったり、不十分であったり、連携ができていない場合にはネットワークの構築が必要になります。このネットワークは、一人一人のニーズに応じて必要な関係機関等によって作られます。まず連携のとれるところから始め、本人の成長段階や取り巻く生活環境によって適宜連携する関係機関等を増やしていくなどして、ネットワークの充実を図っていきます。

また、新たな連携を構築するだけでなく、現在行われている早期からの教育的対応や就学及び進路等にかかわっての関係機関等との協議や情報交換を発展的に活用することなども考えられます。

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では福祉、医療、労働等との連携について「教育以外の分野との連携が円滑に行われるよう日常的な機関間の連携が重要であり、計画作成担当機関における特別支援教育コーディネーター及び関係機関の協力部署及び担当者の明確化を図るなど地域内での連携システムを構築する。特に、他分野で個別の支援計画が作成されている場合は、それらとの連携や接続を図り、一人一人の子どもに応じた総合的な支援計画にしていくことが重要である。」と言われています。

11 小学校や中学校で作成する場合の外部からの支援

小・中学校においては、教育委員会に置かれている専門家チームや盲・ろう・養護学校、教育センター等の支援が得られるような体制の整備を行う必要があります。特に、盲・ろう・養護学校においては、地域におけるセンター的機能を発揮するとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を実施する経験を生かして、小・中学校における取組について支援していくことが重要です。

小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒の対応は、佐賀市を推進地域として、平成15・16年度の「特別支援教育推進体制モデル事業」においても実践研究が行われ、また、平成16年度、県の単独事業である「特別支援教育推進事業」においては、「広域特別支援連携協議会」の設置や「特別支援教育検討委員会」を設置し、小・中学校への支援や、盲・ろう・養護学校のセ

ンター的機能について検討が行われています。

また、平成16年1月には文部科学省より「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」もまとめられています。対象はLD等の児童生徒となっていますが、支援のための体制整備の点で、「特別支援連携協議会」や校内支援体制としての「校内委員会」の具体的な在り方について詳しく示されています。特別の支援を要する児童生徒のために、体制をどのように整備していくかという面で参考となります。

12 情報の保護・管理・引継

「個別の教育支援計画」の作成にあたっては、本人・保護者にその作成の意義について十分な理解を得ることが大切です。保護者会などをを利用して、積極的に説明を行う必要がありますし、学級懇談や個人懇談の際にも丁寧な説明が行われなければなりません。この際に、個人の情報の保護や管理についてきちんとした取り決めが必要です。また、進学や転学等に伴って「個別の教育支援計画」の引継が行われることについても理解を求める必要があります。

作成の段階で、学校が医療機関や幼稚園、保育所等から情報収集をする際には、本人・保護者の同意を得て行うことになります。したがって、学校を中心になって作成する「個別の教育支援計画」においても、記載した内容については、それをどのような関係機関等と共有することになるのか明らかにし、進学や転学に伴って引継が行われることについても確認しておくことが必要です。また、個人情報や会議に参加した人が知り得た情報の取り扱いについて、慎重に協議し、取り決めておくことが望されます。個人情報とは、個人に関する情報（特定の個人を識別できるものをいう。）で、実施機関が管理する文書、図画、写真、フィルム、磁気ディスク等に記録されたものをいいます。

また、作成された「個別の教育支援計画」については、学校や関係機関等は、その保管に責任を持ち、別の目的のために個人情報が使用されることを防止しなければなりません。保管の方法や期間については、学校と本人・保護者の間で具体的な取り決めをしておくことが大切です。

さらに、引継を行う関係機関等、引継内容についても本人・保護者の理解を得ます。特に、本人・保護者が同席していない関係機関等との会議において話されたことについても、十分に理解してもらうことが必要です。

13 保護者・児童生徒への開示

「個別の教育支援計画」においては、保護者も重要な支援者一人であり、児童生徒への適切な支援を行う場合に重要な役割を担います。そのため計画の作成にあたっては、保護者の積極的な参画を促し、その意見を十分に聞いて、作成・実施・評価することが重要です。

のことから、作成された計画やその計画に基づく実施については、保護者も十分にその内容を理解する必要があり、計画作成時や計画の実施時には、支援計画案や支援計画そのものについて、保護者に対して開示し、説明をする必要があります。なお、児童生徒に対しても基本的には開示すべきであると思われますが、開示をする際には、児童生徒の発達段階を踏まえ、また保護者とも十

分に協議を行った上で判断するべきです。地方公共団体の条例等と十分に照らし合わせた上で、より適切な判断を必要としています。

14 「個別の教育支援計画」の様式

「個別の教育支援計画」に決まった様式はありません。計画には、「一人一人のニーズ」「支援の目標」「支援の内容」「支援を行う者・機関」「評価・引継ぎ事項の内容」等を記載することが考えられます。このような内容を念頭に置いて、地域の実情に応じて様式を定めることが必要です。

盲・ろう・養護学校では、各学校において様式を作成し、平成17年度より実施するようになります。小・中学校においても、子どもの支援の在り方や連携の方法を明らかにするために作成することが必要となってきます。

ここでは、小・中学校における「個別の教育支援計画」の様式の例を挙げます。

(1) 「個別の教育支援計画」(小・中学校 通常の学級・特殊学級) の例

平成 年度 個別の教育支援計画						
記入者名 :			記入日 : 平成 年 月 日			
立	学校	年 組	校長名			担任名
ふりがな 氏名				(男・女)	生年月日 : 平成 年 月 日	
保護者名			家族構成			
住所 : 〒 一						TEL (- - -) 緊急連絡先 (- - -)
現在の生活、将来の生活についての願い						
本人の願い				保護者の願い		
本人の状況 (学習面、集団参加・社会性、対人関係・コミュニケーション、他)						
学校						
家庭						
地域・関係機関						
支援の目標						
主な支援内容						支援者
学校	学級					
	校内					
家庭						
地域						
関係機関 医療、福祉、 盲・ろう・ 養護学校						
評価及び 引継ぎ事項						

(2) 「個別の教育支援計画」記入のポイント

平成 年度 個別の教育支援計画				
		記入者名 :	記入日 : 平成 年 月 日	
氏名	保護者名	組	校長名	担任名
<p>毎年度作成を原則とし、年度末には評価を行います。(P40「8 個別の教育支援計画の作成および活用の手順」参照)</p>		<p>面談等で、本人・保護者の思いや願いを十分に把握するよう努めます。</p> <p>不足していると感じられること、続けたいこと、よりよくしたいこと、などを記入しますが、何より、本人・保護者の思いを受け止めることが大切です。</p>		
住所 : 〒 一		緊急連絡先 (ー ー)		
現在の生活、将来の生活についての願い				
本人の願い			保護者の願い	
本人の状況(学習面、集団参加・社会性、対人関係・コミュニケーション、他)				
学校	<p>担任一人ではなく、複数の教師の視点で、状況を把握しましょう。</p>			
家庭	<p>本人・保護者の願いのもとに、児童生徒の様子を考え合わせ、年度末に達成できる程度の目標を設定します。</p>			
地域・関係機関				
支援の目標				
主な支援内容			支援者	
学校	学級		<p>学校内の主な支援者、関係機関名、必要に応じて関係機関の連絡先などを明記します。</p> <p>複数いる場合は、そのすべてを記入します。</p>	
	校内			
家庭		<p>「支援の目標」を達成していくために考えられる主な支援内容や活動内容を簡潔に記入します。</p> <p>また、年度途中の評価等で、追記、変更等があった場合は、それが分かるように、記入の方法を工夫します。</p>		
地域				
関係機関 医療、福祉、盲・ろう・養護学校		<p>評価は、学級担任、本人・保護者を中心に、学年末に行います。</p> <p>必要に応じて、関係者や関係機関と連絡を取り、評価結果について情報を共有しましょう。</p> <p>引き継ぎ事項は、今現在うまくいっている支援方法や、今後必要と思われる内容について確認し、引き継ぎの資料とします。</p> <p>本人の変化や本人を取り巻く環境の変化、支援の効果の検討や支援方法の妥当性などについても記入します。</p>		
評価及び 引き継ぎ事項				

(3) 「個別の教育支援計画」小学校、通常の学級の記入例

平成 年度 個別の教育支援計画						
記入者名： ○○ ○○				記入日：平成○○年○○月○○日		
○○立	○○学校	3 年 ○ 組	校長名	○○ ○○	担任名	○○ ○○
ふりがな 氏名 ○○ ○○				(男・女)	生年月日：平成○○年○○月○○日	
保護者名 ○○ ○○			家族構成	父、母、姉（中1）、弟（小2）		
住所：〒○○○-○○○○ ○○市○○町○○○○ ××××-×						
TEL (○○○-○○○-○○○) 緊急連絡先 (○○○-○○○-○○○)						
現在の生活、将来の生活についての願い						
本人の願い	・友達と仲良くしたい。 ・宿題を少なくしてほしい。		保護者の願い	・本人のわかる言葉で、ゆっくり丁寧に、説明をして伝えてほしい。どんなことでもいいので学校での様子を知らせてほしい。		
本人の状況（学習面、集団参加・社会性、対人関係・コミュニケーション、他）						
学校	・課題が多かったり、自分の思うようにいかなかつたりすると、泣いたり大声をあげたりする。 ・掃除は指示されたことができる。ぞうきんがけは苦手。 ・友達とのトラブル（順番を待てない、たたく、ぶつかる等）がみられる。					
家庭	・宿題に取り組もうとするが、周囲の物音に気が散って長続きしない。					
地域・関係機関	・弟とはよく外に出て遊んでいる。					
支援の目標	・本人のわかる言葉で、納得の行くまでゆっくり丁寧に説明したり、課題を少なくしたりして、やる気を大切にしてかわるようにする。					
主な支援内容						支援者
学校	学級	・学習課題の量の調節（学習時間、問題の数等）をする。 ・見通しが持ちやすいように、活動について予告の声かけをする。				担任
	校内	・嫌な時の表現の仕方（言い方）を、その場その場で教える。 ・友達とよいかかわり方をしている場面では、できるだけほめるようになる。 ・授業中にクールダウンができるスペースを用意する（保健室、相談室）。				全職員 養護教諭、 スクールカウンセラー
	家庭	・放課後5時までは児童クラブで過ごしている。 ・連絡帳、電話連絡、面談等で、学校生活の様子を細かく連絡する。				児童クラブ指導員 担任、母
	地域	・弟とはよく外に出て遊んでいる。				
	関係機関 医療、福祉、 盲・ろう・ 養護学校	・○○センターの教育相談を利用する。				○○センター 相談員○○さん 両親
	評価及び 引継ぎ事項	・算数では学習の量を調節したことでほとんどの時間取り組めるようになってきた。今後は、国語の時間に取り組めることを増やしていく。 ・些細なことで気持ちが不安定にならないように、全職員で声かけの仕方を共通理解する必要がある。 ・週に1回は連絡帳のやり取りができるようになり、家庭での様子が分かりやすくなつた。保護者にも学校での様子や支援の方針が伝わるようになった。 ・○○センターの教育相談を4回親子で利用した。				

(4) 「個別の指導計画」(小・中学校 通常の学級) の例

学校での指導にあたっては「個別の指導計画」を作成して、それに基づいて指導が進められることが大切です。「個別の指導計画」は「個別の教育支援計画」の内容を踏まえ、具体的な指導目標や手立てなどについて記入にするもので、指導の直接の手がかりになるものです。ここでは、小・中学校の通常の学級における「個別の指導計画」の様式の例を示します(合計4ページ)。

なお、各学校においては、それぞれの状況に応じて様式を工夫する必要があります。

平成 年度 個別の指導計画 －1－ (実態把握シート)			
記入者名 : _____		記入日 : 平成 年 月 日	
(ふりがな) 氏 名	性 別 _____ 校長名 _____		
	学 級 _____ 年 組 _____ 担任名 _____		
生育歴：医療機関等からの情報（診断等）を含む		家 族 構 成	

諸 検 查 の 結 果 _____			
共通理解を図 りたいことや 主な問題点 _____			
児 童 生 徒 の 状 況		現 在 の 対 応	
各教科等 授業 宿題 他	_____		_____
集団参加 社会性 休み時間 給食時間 集団活動 他	_____		_____
対人関係 コミュニ ケーション	_____		_____
興味・ 関心の あること	_____	苦手な こと	_____
本人の 願い	_____		保護者 の願い _____
支援にあたる者 (支援チーム)		_____	

平成 年度 個別の指導計画 －2－

児童生徒氏名：_____ 記入者名：_____ 記入日：平成 年 月 日

1年間 の目標				
		短 期 目 標	手 立 て・留 意 点	変 容・評 価
1 学 期	各教科等			
	集団参加 社会性			
	対人関係 コミュニケーション			
2 学 期	各教科等			
	集団参加 社会性			
	対人関係 コミュニケーション			
3 学 期	各教科等			
	集団参加 社会性			
	対人関係 コミュニケーション			

平成 年度 個別の指導計画 －3－ (指導の記録)

児童生徒氏名：_____ 記入者名：_____

月日	課題になる場面や行動	対応や手立て	子どもの様子・変容	所見・備考

関係機関
から
の
情 報 ·
指 導

平成 年度 個別の指導計画 －4－ (評価・次年度へ向けて)

【1年間の子どもの変容】

今年度の課題	具体的な変容・支援方法についての評価

【次年度に向けて】

考えられる次の課題	次 年 度 へ の 引 繙 ぎ 事 項	関 係 機 関 か ら の 情 報

(5) 「個別の指導計画」小学校、通常の学級の記入例

平成 年度 個別の指導計画 - 1 - (実態把握シート)			
記入者名: ○○ ○○		記入日: 平成○○年○○月○○日	
氏名 ○○ ○○	性別 ○○ ○○	校長名 ○○ ○○	
学年 3年 ○組	担任名 ○○ ○○	生育歴: 医療機関等からの情報(診断等)を含む	
ことばが遅く、3才ぐらいまで不安だった。 相談は特にない。		家族構成 父、母、姉(中1)、弟(小2)	
諸検査の結果 WISC-III VIQ ○○ PIQ ○○ FIQ ○○ (検査日 年 月)			
共通理解を図りたいことや主な問題点 できないことや課題の量に対しての拒否感がある。量の配慮が必要。			
児童生徒の状況		現在の対応	
各教科等 授業 宿題 他	・課題が多くつたり、自分の思うようにいかなかつたりすると、泣いたり大声をあげたりする。 ・授業中、うろろしたり、抜け出したりする。	・「大声を出さない」「席を離れない」という約束をし、毎時間できたかどうか評価する。 ・声をかけたり、課題を少なくしたりする。	
集団参加 社会性 休み時間 給食時間 集団活動 他	・掃除は指示されたことができる。ぞうきんがけは苦手。	・掃除中のぞうきんがけについては、拭くところを制限したり、教師と一緒にしたりして励ます。	
対人関係 コミュニケーション	・友だとのトラブル(順番を待てない、たたく、ぶつかる等)がみられる。	・その都度、注意、声かけをする。周りの児童にも声をかける。	
興味・関心のあること	苦手なこと		
本人の願い ・友達と仲良くしたい。 ・宿題を少なくしてほしい。	保護者の願い ・本人のわかる言葉で、ゆっくり丁寧に、説明をして伝えてほしい。どんなことでもいいので学校での様子を知らせてほしい。		
支援にあたる者 (支援チーム)	担任・生活指導員・スクールカウンセラー		

平成 年度 個別の指導計画 - 2 -			
児童生徒氏名: ○○ ○○		記入者名: ○○ ○○	記入日: 平成 年 月 日
1年間の目標	<ul style="list-style-type: none"> 国語と算数の時間、席について課題に取り組むことができる。(8割) 20分休みや昼休みの終わりがわかり、時間を守って教室に入ることができる。(5割) 大声を出さずに「嫌だ」等の思いを、まわりに伝えることができる。 		
1学年	短期目標	手立て・留意点	変容・評価
各教科等	・国語と算数の時間、教室を抜け出さない。(8割程度できる)	・「席を立たない」と約束をし、守れたら、シールをあげる。 ・課題を少なくする。	・シールをもらうことを楽しみにするようになった。 ・短時間ではあるが、プリント課題に取り組むことができる。
	・20分休みの終わりがわかり、声をかけられて教室に戻ることができる。(8割程度できる)	・タイマーを持たせ、意識付けをさせる。	・タイマーを持ち歩くことは習慣化してきた。
対人関係 コミュニケーション	・「嫌だ」「どいてください」等の思いを言葉で伝えようとする。(2割程度できる)	・周りの子どもも達へいたずらがみられたときには、その都度話を聞き、どうすれば良かったか話をする。	・教師の話には耳を傾けるが、いたずらをする場面はあまり減っていない。
	・算数の時間、20分間席について、課題を2回解く。(8割程度できる)	・「20分間席を立たない」と約束をし、守れたら、シールをあげる。 ・課題を少なくしたり、わかりやすく説明し、「できた」という満足感を感じられるようにする。	・席を立つこともあるが、声かけですぐに席に戻れるようになった。 ・課題の途中で気が散ることがあるが、2問の課題には取り組めるようになった。
各教科等	・20分休みの終わりがわかり、自分で教室に戻ることができる。	・タイマーを持たせる。 ・戻ってくることができたときには、シールをあげる。	・タイマーを見て教室に戻ることがあるが、日によってばらつきがある。
	・「嫌だ」「どいてください」等の思いを言葉で伝えようとする。(4割程度できる) ・人がいやがることをしたら謝る。	・「たたく」「ぶつかる」「大声を出す」ではなく言葉によって相手に伝えることの大切さを話す。 ・周りの子どもにも声をかけてもらう。 ・謝ることができたら、ほめる。	・「イヤ」「ダメ」と言うことができるが、声の調子がきつく大声である。 ・その場で声かけをすれば、謝ることができる。
集団参加 社会性	・国語、算数の時間、席について課題に取り組む。	・「席を立たない」と約束をし、守れたら、シールをあげる。 ・課題を少なくしたり、わかりやすく説明し、「できた」という満足感を感じられるようにする。	・席を立つことはほとんどなくなった。 ・自分が分かる課題には集中して取り組むようになっている。
	・20分休みの終わりがわかり、自分で教室に戻ることができる。	・タイマーを持たせる。 ・戻ってくることができたときには、シールをあげる。	・席についていないことはあるがほぼ毎回教室に戻ることができるようになった。
対人関係 コミュニケーション	・「嫌だ」「どいてください」等の思いを言葉で伝えようとする。(4割程度できる) ・人がいやがることをしたら謝る。	・トラブルが起った時は、その場で気持ちの伝え方や言い方を教える。 ・「たたく」「ぶつかる」「大声を出す」ではなく言葉によって相手に伝えることの大切さを話す。 ・周りの子どもにも声をかけてもらう。 ・謝ることができたら、ほめる。	・気持ちが落ち込んでいるときは言葉で嫌だということを表現する。 ・些細なことで不機嫌になる頻度は半分以下に減った。 ・友だちの声かけに腹を立てることはほとんどなくなった。

平成 年度 個別の指導計画 －3－ (指導の記録)

児童生徒氏名 : _____ 記入者名 : _____

月日	課題になる場面や行動	対応や手立て	子どもの様子・変容	所見・備考
0/00	・3時間目、国語。「分からぬ！」と言ってプリント課題の途中で教室を出ようとした。	・声をかけて席につかせ、プリントのできる問題の中で1問だけマーカーで印をつけ、「ここだけでいいよ」と伝えた。	・しばらくよそ見をしていたが、示された問題には取り組むことができた。	
0/00	・総合的な学習の時間に友だちの場所の取り合いになって、友だちを強く押してしまった。	・気持ちが高ぶっていたので、一度廊下に連れて行って落ち着くのを待った。「じょんげんで決めたほうがいいよ」と伝えた。	・2～3分はイライラしていたが、話を聞きながら次第に落ち着き、後半は活動に入ることができた。	
関係機関からの情報・指導		<ul style="list-style-type: none"> ○○センターより、できるだけ禁止の声かけをしないこと、イライラした時には無理に集団に入れようとしないことのアドバイスを受けた。 		

平成 年度 個別の指導計画 －4－ (評価・次年度へ向けて)

【1年間の子どもの変容】

今年度の課題	具体的な変容・支援方法についての評価
<ul style="list-style-type: none"> 国語と算数の時間、席について課題に取り組むことができる。(8割) 20分休みや昼休みの終わりがわかり、時間を守って教室に入ることができる。(5割) 大声を出さずに「嫌だ」等の思いをまわりに伝えることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 離席はほとんどなくなり、苦手な国語や算数の時間も席についていることができるようになった。 シールをもらうことを楽しみにし、そのことが励みになっている。 毎時間シールを渡すようにしていたが、年度末は1日の活動を通してできたら渡すように変えて、席についていられた。 タイマーを持たせたことで、休み時間の終わりがはっきり分かるようになった。 周囲に興味があるものがあると教室に戻らないことがある。 気持ちが不安定なときは難しいが、落ち着いているときは「いやだ」「どいて」と言葉でいうことができる。 気持ちが不安定になって周囲に迷惑をかけることは、半分以下になった。

【次年度に向けて】

考えられる次の課題	次年度への引継ぎ事項	関係機関からの情報
<ul style="list-style-type: none"> 授業中に取り組める課題の選択 些細なことで気持ちが不安定にならないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 特に国語の時間に取り組めることを増やしたい。 声かけの仕方を共通理解して、全職員で言い方を教える必要がある。 	

(6) 「個別の指導計画」(小・中学校 特殊学級) の例

ここでは、小・中学校の特殊学級における「個別の指導計画」の様式の例を示します(合計4ページ)。

今回は、通常の学級の様式をもとに例を示していますが、各教科・領域等を細分化したり、単元ごとに「個別の指導計画」を作成したりすることも考えられます。(詳細は、「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育的支援体制の整備のためのガイドライン」(文部科学省)のP93~を参照してください。)

平成 年度 個別の指導計画 - 1 - (実態把握シート)			
記入者名: _____		記入日: 平成 年 月 日	
(ふりがな) 氏 名	性 別 _____ 校長名 _____		
	学 級 _____ 年 組 _____ 担任名 _____	家 族 構 成 _____	
生育歴: 医療機関等からの情報(診断等)を含む _____			
諸 検 査 の 結 果 _____			
共通理解を図 りたいことや 主な課題 _____			
児 童 生 徒 の 状 況		現 在 の 対 応	
各教科 各領域 総合的な学習			
領域・ 教科を 合わせた指導			
集団参加 社会性 交流等 休み時間 給食時間 集団活動 他			
対人関係 コミュニケーション			
興味・ 関心の あること		苦手な こと	
本人の 願い			
指導・支援に あたる者			

平成 年度 個別の指導計画 －2－

児童生徒氏名 : _____ 記入者名 : _____ 記入日 : 平成 年 月 日

1年間の目標				
		短 期 目 標	具体的な指導方法・手立て・留意点	変 容 ・ 評 価
1 学 期	各教科 各領域 総合的 な学習			
	領域・ 教科を 合わせ た指導			
	集 団 参 加 社会性 交流等			
	対 人 関 係 コミュニ ケーション			
2 学 期	各教科 各領域 総合的 な学習			
	領域・ 教科を 合わせ た指導			
	集 団 参 加 社会性 交流等			
	対 人 関 係 コミュニケ ーション			
3 学 期	各教科 各領域 総合的 な学習			
	領域・ 教科を 合わせ た指導			
	集 団 参 加 社会性 交流等			
	対 人 関 係 コミュニケ ーション			

平成 年度 個別の指導計画 －3－ (指導の記録)

児童生徒氏名：_____ 記入者名：_____

月日	学習内容・生活の様子	指導方法・対応・手だて	子どもの様子・変容	所見・備考

関係機関
から
の
情 報 ·
指 導

平成 年度 個別の指導計画 －4－ (評価・次年度へ向けて)

【1年間の子どもの変容】

今年度の課題	具体的な変容、指導・支援方法についての評価

【次年度に向けて】

考えられる次の課題	次 年 度 へ の 引 繙 ぎ 事 項	関 係 機 関 か ら の 情 報

(7) 「個別の指導計画」中学校、特殊学級の記入例

平成 年度 個別の指導計画 - 1 - (実態把握シート)					
(ふりがな) 氏名 ○○ ○○		性別 男	校長名 △△ △△	記入者名: ◇◇ ◇◇ 記入日: 平成××年××月××日	
生育歴: 医療機関等からの情報(診断等)を含む		学級 2年 ○組	担任名 ◇◇ ◇◇	家族構成 父・母・兄(高3)・姉(高1)	
特になし。					
諸検査の結果 WISC-III知能検査 V IQOO P IQOO F IQOO (平成××年×月×日実施) SM社会生活能力検査 C AOO-O S QOO SAO-O (平成△△年△月△日実施)					
共通理解を図りたいことや主な課題 ・学習内容が分からぬ時、自分の周囲に助けを求めることができず、黙り込む。 ・交流学級に行きたがらない。 ・自分の気持ちを作文に書くことが苦手である。 ・身近にいるおとな(教師等)に、すぐ頼ろうとする。					
児童生徒の状況			現在の対応		
各教科各領域総合的な学習	行事作文や、学習活動に対する意見文及び感想を書くことが苦手で、書けない時は黙り込み、筆記用具を握りしめる。		・書く題材に注目し、興味を持って書く意欲が起きるようになる。		
領域・教科を合わせた指導	・作業学習では、縫工や紙工等を好むが、手順がわからぬと活動を停止し、その場に座り込む。 ・作業学習の園芸では、汚れるのを嫌がり、立ちつくす。		・その時間の作業内容を書いた紙を掲示し、授業の前に確認する。 ・作業時の服装を整え、終了時にはよい匂いのする石けん等準備する。		
集団参加社会性交流等休み時間給食時間集団活動他	・係活動、当番活動については、きちんと把握しているが、終了までに非常に時間がかかる。 ・交流学級に行きたがらない。 ・休み時間、一人でいることが多い。		・時間をたっぷり取る。 ・今のところ、無理強いをしていない。 ・教師と一緒に遊ぶようにしている。		
対人関係コミュニケーション	・交流学級では、自分から学級の生徒に話しかけることはない。 ・自分の思いや、困っていることを、周りの人に伝えることができない。		・「がんばって話してみたら。」という声かけ以外は、特に行っていない。 ・周りの友人から、声をかけてくれるようにしている。		
興味・関心のあること	・刺し子の作業を大変気に入り、得意なものとしている。	苦手なこと	・急かされることが苦手である。 ・生野菜を食べたがらない。		
本人の願い	・友達を作り、おしゃべりをしたい。	保護者の願い	・本人が学校で楽しく過ごして欲しい。		
指導・支援にあたる者	担任・副担任・交流学級担任・技能教科担任				

平成 年度 個別の指導計画 - 2 -					
児童生徒氏名: ○○ ○○ 記入者名: ◇◇ ◇◇ 記入日: 平成○○年○○月○○日					
1年間の目標		・交流学級に行き、授業や活動に参加することができる。 ・自分の気持ちを周りの人(教師や友人)に伝えることができる。			
1学年	各教科各領域総合的な学習	短期目標		具体的な指導方法・手立て・留意点	変容・評価
	領域・教科を合わせた指導	・行事作文を書くことができる。(100字程度)		・本人の話を黒板に書き留め、その後、紙や原稿用紙にまとめる。	・板書を紙に写すときに、つなぎ言葉でつまづく。
	集団参加社会性交流等	・作業時に、わからぬといふ気持ちを伝え、それがどこかを指示すことができる。		・手順表をわかりやすいように整理し、わからぬところにマグネットを置く。	・室内の場合はOKだった。 ・屋外の場合はそばにいてサインを出された。
	対人関係コミュニケーション	・係活動や清掃活動が終わる時間の自安を知ることができる。 ・交流学級の教師とともに働くことができる。		・終了時間に2分近くごとにごほうびシールを貼る。 ・清掃場所と時間の自安をテープで示す。	・時間に対する意識は出てきた。 ・行くことはできたが、教師が出張で不在の時はうまくいかなかった。
3学年	各教科各領域総合的な学習	・卒業生への手紙を書くことができる。		・卒業生とともに行った活動やその時の気持ちを思い出させ、メモ用紙にたくさんメモをさせる。クラスでメモの数を競う。	・メモ数競争はクラスで楽しんで活動できた。メモを並べて手紙につなぐことができた。
	領域・教科を合わせた指導	・作業時にわからぬといふ、どこがわからぬかを言うことができる。		・授業のはじめに、今日の学習活動をカードと口頭で確認し、分からぬときは、サインで伝えるようにすることを約束する。	・その時の気分によって、口頭の時とサイドの時がある。
	集団参加社会性交流等	・卒業式に参加し、式歌を大きな声で歌うことができる。 ・交流学級の授業に自分から行くことができる。		・式歌(螢の光)の歌詞を広用紙に書き、一行ずつ歌しながら、覚える。覚えた行の頭に花を飾る。 ・今日学習する内容等について、期待を持てるように朝の会で話す。 ・笑顔で教室を送り出す。	・花が増えるのが嬉しい、一生懸命覚えて歌った。 ・すすんで行けるようになった。
	対人関係コミュニケーション	・休み時間、友人と遊ぶことができる。		・昼休み、教師と交流学級の友人と一緒に、トランプなどで過ごす。	・トランプ遊びを通じて、友人に少し話しかけることができた。 ・昼休みが、楽しいと言っていた。

平成 年度 個別の指導計画 －3－ (指導の記録)

児童生徒氏名: ○○ ○○ 記入者名: ◇◇ ◇◇

月日	学習内容・生活の様子	指導方法・対応・手だて	子どもの様子・姿容	所見・備考
0/00	・交流学級での体育の授業中、突然動かなくなった。	・ハーモドルの高さを一番低くし、2、3人のグループ学習に切り替えた。	・依然として動かなかったが、視線は地面ではなく、ハーモドルを跳ぶ友人を追っていた。	・星休み、ハーモドル遊びの遊びを行なうようにした。
0/00	・芋苗植え作文を書く時、鉛筆を握りしめて、うつむく。	・小さな声でいいので、「わかりません」というように促す。	・なかなか言えなかつたので、「わからないの？」と尋ねるとうなずく。	・「わかりません」サインの検討が必要か？

関係機関から的情報指導

・□□養護学校より、意思伝達の方法は、言葉だけでなく、カードやサインで行ってもよいのではないかというアドバイスを受けた。

平成 年度 個別の指導計画 －4－ (評価・次年度へ向けて)

【1年間の子どもの変容】

今年度の課題	具体的な変容、指導・支援方法についての評価
<ul style="list-style-type: none"> ・交流学級に行き、授業や活動に参加することができる。 ・自分の気持ちを周りの人（教師や友人）に伝えることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流学級担任や技能教科担任との連絡を密にし、授業形態や方法に少人数での活動を多く取り入れてもらうことにより、本人は安心して、交流学級の授業に行けるようになった。 ・星休みのトランプ遊び等を通じて、会話がやりやすくなつた。 ・サインを決めて、教師に伝えることにより、黙り込む時間が少なくなってきた。 ・手順表を整理して、提示することで、よくわかつたようである。 ・口頭で「わかりません」「ここが難しい」ということはまだ難しい。

【次年度に向けて】

考えられる次の課題	次年度への引き継ぎ事項	関係機関からの情報
<ul style="list-style-type: none"> ・新年度、また交流学級では、新しい関係を作ることに時間がかかると思われる。最初は、あまり無理をせず、今年度の交流学級の友人の近くに座するなどして、授業への参加も活動も、安心感を持たせるような配慮が必要と思われる。 ・将来を考え、言葉で「分かりません」等の意志表示を行うことができるようになること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最初はサイン、次に口頭で言うように促す。 ・口頭で伝えたときは、シール等を貼つたりして、おおいにほめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度は、□□養護学校高等部で、作業学習体験を行ったが、その際評価欄の意志表示の項目が「もう少し」であった。 ・来年度は、9月末に職場体験が計画されており、それまでには、最低限の意志表示ができるようにしたい。

Q17 「個別の教育支援計画」は、すべての子どもを対象に作成するのですか？

- 1 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、言語障害、情緒障害、LD、ADHD、高機能自閉症の障害がある児童や児童生徒で、特別な教育支援が必要な者を対象とします。
- 2 平成14年12月に策定された「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」では、平成17年度までに、盲・聾・養護学校において、「個別の支援計画」を策定することが明記されました。よって「個別の教育支援計画」は盲・ろう・養護学校に在籍しているすべての児童生徒において平成17年度までに作成することになります。
- 3 小・中学校の特殊学級や通級指導教室の児童生徒、さらには、通常の学級のLD、ADHD、高機能自閉症の障害のある児童生徒についても、今後は「個別の教育支援計画」を作成することになります。

Q18 「個別の教育支援計画」はどんな目的で作成し、どのような役割を果たすのですか？

1 作成の目的

「個別の教育支援計画」は、障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業までを通じて、一貫して適切な教育的支援を行うことを目的とします。

また、この支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であるとともに、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠であり、適切な指導及び必要な支援を行うにあたり同計画を活用することが意図されています。

2 役割

(1) 本人の生活をトータルに捉えて、生活全般の支援をするためのものです。

児童生徒の生活を豊かにしていくためには、学校だけでなく家庭や地域などとの連携の下に支援を進めていくことが大切です。関係機関等の連携によって作成する「個別の教育支援計画」は、本人を中心とした個別のネットワークを形成し、本人のニーズに応じて支援に必要な社会資源を活用し、本人を支援していくためのものです。

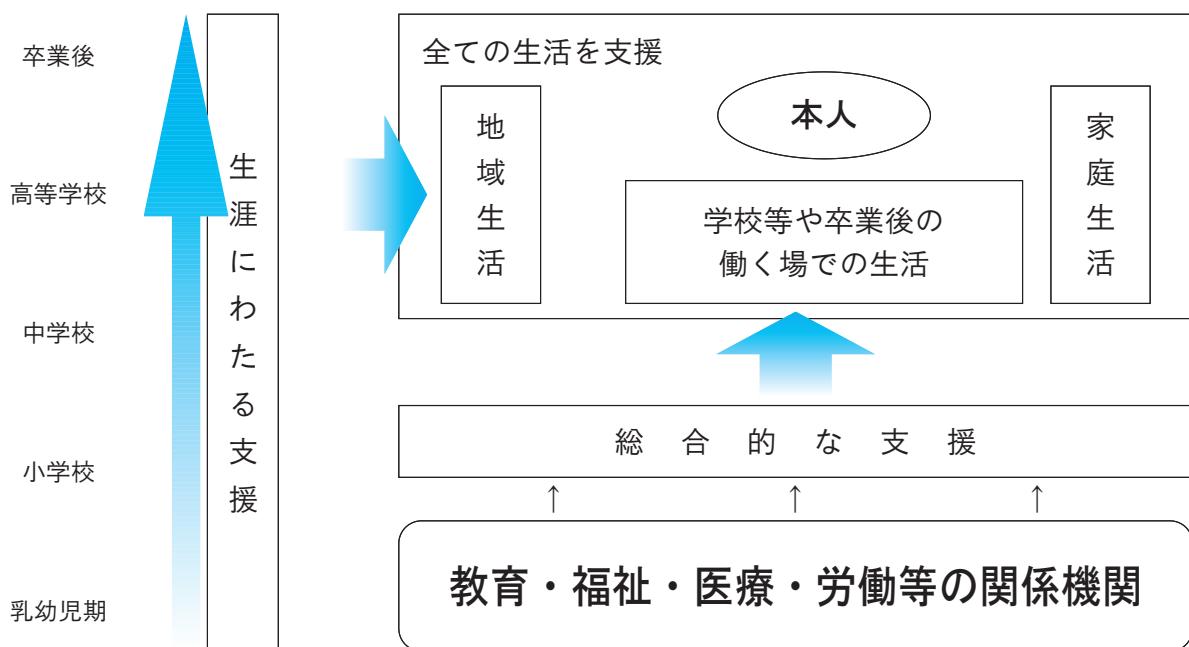
(2) 生涯にわたって一貫して適切な支援ができるようにするためのものです。

就学前から学校へ、学校から社会へと支援内容が変化する時に適切な支援の継続を関係機関等の協力体制によって丁寧に行い、生涯にわたる支援がより効果的に行えるようにすることが大切です。このような形で支援の方針を共有することにより、小さいときからの支援を将来の生活を見据えて継続的に行うことができます。

(3) 総合的な支援で本人の社会参加を進めるためのものです。

本人の社会参加を進めるためには、身体的心理的な困難、生活する上での困難、社会参加す

るうえでの困難の全ての面に関し総合的な支援が必要です。教育、福祉、医療、労働等の機関等が連携して行う「個別の教育支援計画」はこのような総合的な支援を目指しています。



※「盲・聾・養護学校における『個別の教育支援計画』全国特殊校長会中間まとめ」ビジュアル版（ジアース教育新社）より一部引用

Q19 「個別の教育支援計画」には統一された様式はあるのですか？

「個別の教育支援計画」に盛り込むべき内容は、本文P38に記載したとおりですが、だからといって統一された様式はありません。

地域の実情や児童生徒の状況を考慮して、各学校で様式を決めることになります。「個別の教育支援計画」は、学校が中心となりつつも、各関係機関と連携して作成・改善していくものですので、関係機関など学校以外の人が見ても、わかりやすく引継しやすい枠組みを工夫した方がよいと思われます。

各学校で工夫して決めた様式に基づいて作成・改善されるのですが、一人一人に応じて、その具体的な内容は当然違ってきます。

Q20

「個別の教育支援計画」は「個別の指導計画」とどのような関係になるのですか？

「小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン」では「個別の教育支援計画」について、「障害のある子どもにかかる様々な関係者（教育、医療、福祉等の関係機関の関係者、保護者など）が子どもの障害の状態等にかかる情報を共有化し、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担などについて計画を策定するもの」とあります。

一方、「個別の指導計画」については、「児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛りこんだもの」とあります。

したがって、「個別の指導計画」は「個別の教育支援計画」を踏まえて作成します。

Q21

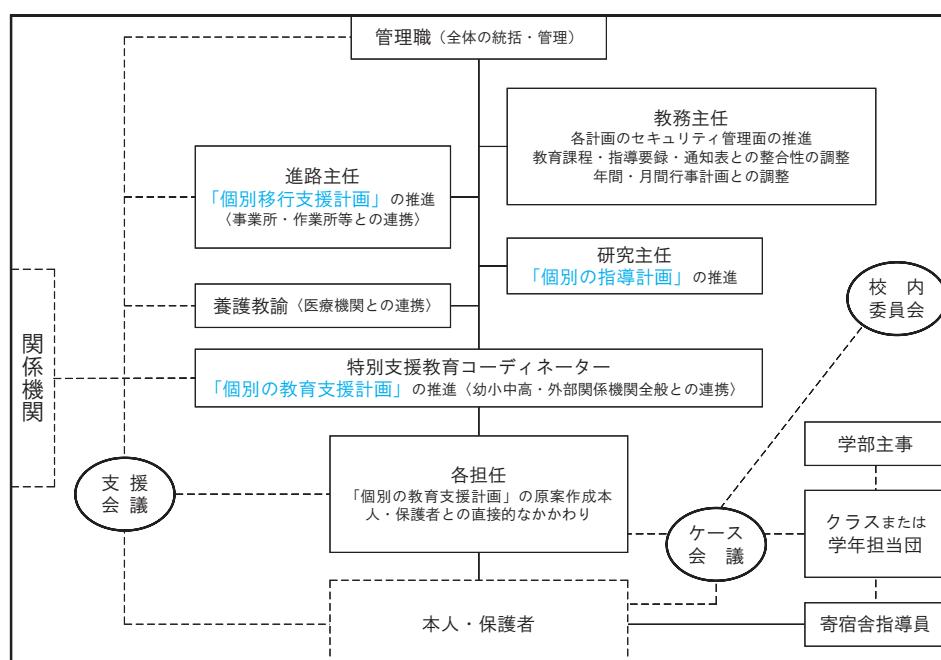
「個別の教育支援計画」の作成に関して、学校全体としてどのような組織体制を作つて推進していくべきでしょうか？

盲・ろう・養護学校においては、「個別の教育支援計画」の作成に関して、今まで作成されてきた「個別の指導計画」や「個別移行支援計画」に関する業務を含めたうえで、校務分掌組織を整えておく必要があります。各分掌組織の役割分担をしっかりと行っておかないと、「個別の教育支援計画」に基づく教育活動が円滑に機能しませんし、学校全体の動きも把握できなくなってしまいます。

さらに、児童生徒や保護者と直接かかわりを持ち、中心となって支援計画を作成する学級担任と、地域の関係機関との連絡調整を行う役割を担う特別支援教育コーディネーターを中心に据えた組織体制づくりを整備しておく必要があります。

学校によって校内事情は様々ですから色々な例が考えられると思われますが、盲・ろう・養護学校では一例として以下のような組織体制をあげることができます。

なお、小・中学校については、第1章の「3小・中学校における校内支援体制」(P16)に詳細な記述がありますので、そちらを参照してください。



Q22

「個別の教育支援計画」はどのような手順で作成していくべきよいで しょうか？

学校において作成しなければならない計画や評価表は他にもありますので、それらをうまく整理した作成計画を組んでおく必要があります。ここでは、「個別の教育支援計画」を、「個別の指導計画」や「通知表」「指導要録」と関連付けた年間スケジュールの例をあげてみます。

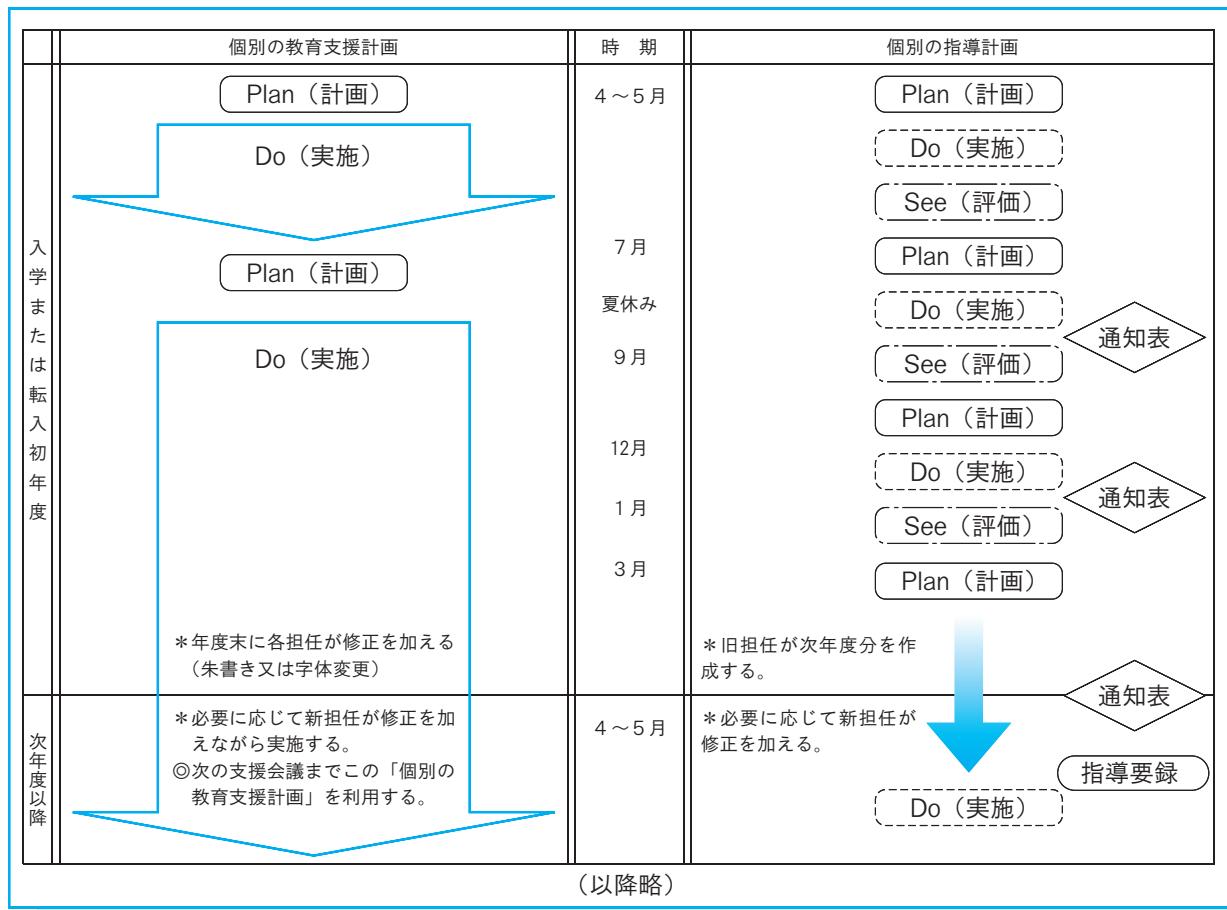
入学や転入時には、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」両方の計画（Plan）を同時に立ち上げなければなりません。そこで、1学期はまず両方の大まかな計画（Plan）をたてて、実施（Do）します。そして夏休みを利用し、保護者や関係者を交えしっかりと評価（See）したうえで今後の計画（Plan）をたてます。

この時点で「個別の教育支援計画」の方は、次の支援会議（一般的には、長期休業中に組まれていることが多いようです。）までの軌道ができているので、あとは年度末に現担任・次年度当初に新担任が修正を加え、支援会議まで継続して実施（Do）していくことになります。

「個別の指導計画」の方は「個別の教育支援計画」よりも短い期間でのPDSサイクルが必要となります。しかし、これも夏休み等にじっくりと評価（See）し計画（Plan）をたてておけば、年度末や次年度の計画（Plan）は比較的少ない作業量で行うことができると考えられます。

「通知表」や「指導要録」については、「個別の指導計画」の一部を抜粋したり必要部分を抜き出したりするなど、相互に連携した形を工夫することで、スムーズに作成することができます。

時間をかけてしっかりと作成することも大切ですが、十分に活用していくためには、時間をかけず合理的に処理するシステムの工夫が必要不可欠になってきます。



Q23 保護者の参加は、具体的にどのような形で行ったらよいのでしょうか？

「個別の教育支援計画」では、保護者の積極的な参加を促し、その意向を把握し、学校や家庭における支援の連携が大切です。保護者の具体的な参加の形としては、計画の作成・実施・評価の各段階で、次のような形が考えられます。

1 計画の作成段階

個別の教育支援計画は、児童生徒の状態を正しく把握し、その教育的ニーズを明確にすることから始まります。そこに、保護者の協力は欠かせません。担任は保護者から本人・保護者の願いなどを聞き、家庭での様子、かかわった関係機関、地域での様子等の情報を「家庭調査票」の記入や、個人面談などで受け、児童生徒に必要な支援や将来の姿等についてお互いの理解を深めます。その上で、教育的ニーズを明確にし、支援目標、支援内容を設定していきますが、その際には保護者の理解を得ることが大切です。様々な機会を利用しながら、学校での支援の目標や内容について説明し理解を得ることや、家庭や他機関との連携が必要な内容について共通理解することが必要です。

2 計画の実施段階

実施段階では、保護者との情報交換が大切となります。日頃の連絡帳等により、家庭や地域の様子について知らせてもらうことや、授業参観等の機会に学校での指導の様子を見てもらい、意見を聞かせてもらうことなどが考えられます。また、学期末の個人懇談等で、支援の経過について伝え、必要であれば、保護者と一緒に計画の見直しを行うことも大切です。

3 計画の評価段階

学年末には担任が保護者とともに評価をしていきます。本人・保護者から、支援の様子やその結果についての意見を聞き、それらを基に、次年度の計画に向けての引継ぎ、改善事項をまとめしていくようにします。

Q24 地域や関係機関との連携はどのように図ればよいのでしょうか？

障害のある児童生徒等を支える関係機関等は、教育、福祉、医療、労働など様々な領域において存在します。地域や関係機関との連携を図るためには、まず、児童生徒が受けている現在の支援の状況を把握する必要があります。そのためには保護者に生活マップアンケートなどを実施して、現時点で受けている支援の状況を正確に把握します。担任やコーディネーターはこれらの支援機関と連携を図るようにします。その際に保護者とまずは連携のとれるところから始め、時期や生活環境によって段階を追って連携する関係機関等を増やしていくなどして、ネットワークの充実を図っていくことがよいでしょう。

Q25 支援会議（ケース会議）とは何ですか？

「個別の教育支援計画」を策定するに当たり、支援会議（ケース会議）を実施することが大切です。「個別の教育支援計画」は、一人一人を囲む関係者・機関による支援の計画です。その関係者・機関が支援会議（ケース会議）を実施することによって「個別の教育支援計画」を策定することができます。しかし、学校によっては、児童生徒数が多いなどそれぞれの学校の抱える問題から、その全員について支援会議（ケース会議）を実施することは難しいこともあります。

ただ関係者・機関の全員が集まって支援会議（ケース会議）を実施することができない場合でも、これを実施した場合と同様の支援を実施できるよう工夫して計画を策定することが必要です。以下に、その工夫について述べます。

例えば、支援会議（ケース会議）に参加できない関係者・機関には計画（案）を個別に提示して協議をしてもらったり、支援会議（ケース会議）を開催せずに各関係者・機関の意向を集約して計画（案）を策定してそれを協議してもらう方法が考えられます。また、特別支援教育コーディネーターが中心となって、関係者・機関との連携を図り、担任に情報提供をした上で効率的な計画策定の工夫をすることも考えられます。さらに、期間や期日を設定し、そこに関係者・機関に来てもらって支援会議（ケース会議）を実施する方法も考えられます。

Q26 小学校や中学校で「個別の教育支援計画」を作成する際に、外部からどのような協力が得られますか？

盲・ろう・養護学校と比べて「個別の指導計画」の作成の実績が少ない小・中学校においては、県の教育委員会などに置かれている専門家チームや盲・ろう・養護学校、教育センター等の支援が得られるような体制の整備を行う必要があります。特に、盲・ろう・養護学校においては、地域におけるセンター的機能を発揮するとともに、「個別の指導計画」を作成、実施、評価してきた経験を生かして、小・中学校における取組について支援していくことができます。

Q27 「個別の教育支援計画」の作成にあたって、個人情報の保護はどのように確保されるべきですか？

「個別の教育支援計画」の作成にあたっては、本人・保護者にその作成の意義について十分な理解を得ることが大切です。

学校が医療機関や幼稚園、保育所等から情報収集をする際には、本人・保護者の同意を得て行うことになります。したがって、学校が中心になって作成する「個別の教育支援計画」においても、記載した内容については、それをどのような関係機関等と共有することになるのか明らかにし、進学や転学に伴って引継が行われることについても確認しておくことが必要です。また、個人情報や会議に参加した人が知り得た情報の取り扱いについて、慎重に協議し、取り決めておかなければなりません。

Q28 「個別の教育支援計画」の保管や引継はどのように行われますか？

作成された「個別の教育支援計画」については、学校や関係機関等は、その保管に責任を持ち、別の目的に個人情報が使用されることを防止しなければなりません。保管（方法や期間）については、学校と本人・保護者の間で具体的な取り決めをしておくことが大切です。例として、日常の指導に活用するために職員室のロッカーに保管をしますが、その期限を卒業後3年間とするなど具体的に取り決めをしておく必要があります。

また、進学や転学等に伴って「個別の教育支援計画」の引継が行われることや、引継を行う関係機関等、引継内容についても本人・保護者の理解を得ます。特に、本人・保護者が同席していない関係機関等との会議において話されたことについても、十分に理解してもらうことが必要です。

Q29 「個別の教育支援計画」の保護者や児童生徒への開示はどのように行われるべきですか？

「個別の教育支援計画」においては、保護者も重要な支援者一人であり、児童生徒への適切な支援を行う場合に重要な役割を担います。そのため計画の作成に当たっては、保護者の積極的な参画を促し、その意見を十分に聞いて、作成・実施・評価することが重要です。

のことから、作成された計画やその計画に基づく実施については、保護者も十分にその内容を理解する必要があり、計画作成時や計画の実施時には、支援計画案や支援計画そのものについて、保護者に対して開示し、説明をする必要があります。なお、児童生徒に対しても基本的には開示すべきであると思われますが、開示をする際には、児童生徒の発達段階を踏まえ、また保護者とも十分に協議を行った上で判断するべきです。地方公共団体の条例等と十分に照らし合わせた上で、より適切な判断を必要としています。

Q30 特別支援教育コーディネーターはどのような役割を果たすのですか？

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、関係機関や保護者との連絡調整役として、特別支援教育コーディネーターを明確に学校の校務に位置付けることが重要と述べられています。また、「個別の教育支援計画」の作成においても、学校と関係機関との連携協力が円滑に実施されるために、特別支援教育コーディネーターの存在が重要とされています。小中学校における特別支援教育コーディネーターの役割としては、ガイドラインに以下のようなことが挙げられています。

- 1 校内の関係者や関係機関との連絡調整
- 2 保護者に対する学校の窓口
- 3 担任への支援
- 4 巡回相談や専門家チームとの連携
- 5 校内委員会での推進役

なお、盲・聾・養護学校における特別支援教育コーディネーターには、地域における教育的支援のセンター的役割を果たしていくことが求められていることから、左記の役割に加え、小・中学校等への支援をはじめとする地域のネットワーク構築の核となることも期待されています。

ただし、これら全てを特別支援教育コーディネーターだけが担うものではありません。特別支援教育は学校全体、地域全体で取り組むものです。各学校、各地域の実状に応じたネットワークづくり、その連携方法や役割分担等、校内外の支援体制を整えることが最も重要となります。

Q31

「個別の教育支援計画」を作成する場合、保護者にはどのように伝えたらよいですか？

「個別の教育支援計画」作成に当たっては、あらかじめ保護者に作成の趣旨や作成手続きを十分に説明することが重要です。保護者を集めて全体的に説明を行う機会を設定することはもちろんですが、十分に理解してもらうためには個別に説明を行うことも必要です。

その際に、「個別の教育支援計画」では、保護者も重要な支援者の一人であり、児童生徒への適切な支援を行う場合に、保護者は重要な役割を担うものであるという位置づけを明確にすることが必要です。「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、保護者の積極的な参加を促し、その意見を十分に聞いて、計画を作成・実施・評価することになります。

また、作成された計画やその計画に基づく実施については、保護者も十分にその内容を理解する必要があります、計画作成段階か計画の実施数段階かを問わず、支援計画案や支援計画そのものについて、保護者に対して説明をする必要があります。

さらに、個人情報の保護や保管・引継についても十分に説明を行う必要があります。例えば、学校が医療機関や幼稚園、保育所等から情報収集する際には、本人・保護者の同意を得て行うことや、記載した内容についてどのような関係機関等と共有することになるか、保管は保護者と学校及び関係機関等に限られ、その保管に責任をもち、別の目的に個人情報が使用されることを防止すること、進学や転学等に伴って「個別の教育支援計画」の引継が行われることについても理解を求める必要があります。

Q32

「一人一人のニーズ」にはどんなことを書くのですか？

「一人一人のニーズ」は、本人および保護者の現在および将来に対する希望や考えをもとに検討することが基本となりますので、まず担任が本人や保護者の現状や希望を聞きます。しかし、そのニーズが地域社会の支援体制の現状や社会資源の現状から、明らかに実現困難なニーズである場合、本人や保護者の考えを尊重しながらも、様々な現状の中で考えていかなければなりません。

参考 「個別の指導計画」における「指導目標」の立て方

個別の指導計画には、長期（1年）と短期（学期ごとまたは1ヶ月）の目標を設定していきます。指導目標はPlan—Do—SeeのPlanになりますが、評価方法も考えておきます。指導の見直しをもつことが次の目標や指導方法の設定につながります。

【手順】

- 1 実態把握シートから見えてくる課題を、緊急を要すること・じっくりと積み上げていくことなどに分けてみます。
 - 2 本人や保護者の願いなども考慮して、課題の精選を行ないます。
 - 3 長期目標では、学年が終わるときに達成しておきたいことを具体的な児童像でかいておきます。
 - 4 短期目標は長期目標を段階的に達成するための行動目標のような書き方になります。短期目標には、数値化でき、評価がはっきりとするような文言にします。また、授業の単元や行事などと結びつけて目標を設定することもあります。
- ・目標設定にあたっては、特別支援教育担当者やコーディネーターに相談をすることも大切です。
 - ・子どもの特性に合った指導場面や指導方法のイメージを描くことで無理のない目標設定ができると思います。
 - ・子どもによっては、当初の目標が早期に達成されたり、新たに付け加えるべき課題がでてきたりすることもあります。そのときには加筆していく、子どもの変容に対応していきましょう。

【A児の場合】

長期目標

- 教室や課題から離れたいときには先生に言葉で伝える。（7割）

短期目標

- 〈1学期〉 教室から出たときは、クールダウンの場所で過ごすことができる。（7割）
- 〈2学期〉 教室や課題から離れたいときには、合図をしたり、担任のところまで行く。
- 〈3学期〉 教室や課題から離れたいときには先生に言葉で伝える。（7割）

【B児の場合】

長期目標

- 九九表を使い、2けたのかけ算と割り算の筆算をする。（7割）

短期目標

- 〈1学期〉 九九表を使い、かけ算の手順が身に付く。（7割）
- 〈2学期〉 九九表を使い、割り算の手順が身に付く。（7割）
- 〈3学期〉 九九表を使い、2けたのかけ算と割り算の筆算をする。（7割）

Q33

本人のニーズと保護者のニーズが一致しない場合はどうしたらよいでしょうか？

本人と保護者にはそれぞれ別のニーズがあると考えます。「個別の教育支援計画」では、本人や保護者のニーズを把握し、それを踏まえて支援目標を設定しますので、それぞれのニーズがそのまま記載されることが大切です。また、本人がニーズを表現できない場合には、保護者が代弁することがありますが、その内容はあくまでも本人のニーズであることが大切です。

Q34

保護者のニーズと担任の考えが一致しない場合はどうしたらよいでしょうか？

「個別の教育支援計画」の作成に当たって、保護者のニーズと担任の考えが一致しない場合があります。基本的には、障害のある児童生徒を日常的に支援する保護者のニーズを十分に尊重することが重要です。

本人の障害が発見されて、最初に本人の障害を理解し、支援するのが保護者（家族）です。そこで大切なことは、保護者（家族）に対する支援です。「個別の教育支援計画」を策定することで、障害のある人の成長の見通し、それを支える生涯にわたる支援体制等、将来への見通しを早期に提示することにより、保護者（家族）による障害の受容・理解に対する手助けができます。このように、学校を中心とする関係機関等は、保護者を支援する必要があります。

このような考え方から、基本的には保護者の考えを大切にする必要があります。時間をかけながら学校や担任の状況を説明し、解決の糸口を見いだすことが重要です。この際に、特別支援教育コーディネーターなどが協力することも必要です。

Q35

個別の教育支援計画は誰が立てるのですか？

文部科学省「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン」によると、個別の教育支援計画は、

- 1 障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、
- 2 教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、
- 3 長期的な視点で
- 4 乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うこと

となっています。また、この教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の密接な連携協力を確保することとされ、その手順として、

- 1 障害のある児童生徒の実態把握
- 2 実態に即した指導目標の設定
- 3 具体的な教育的支援内容の明確化
- 4 評価

Plan-Do-See のプロセス

とされています。

この中心となる者として特別支援教育コーディネーターの名前が挙げられていますが、実際問題としてコーディネーターが全ての作成を行うことは、膨大な作業量となり難しいでしょう。特に中学校の場合は教科担任制ということもあり、全ての生徒の実態をコーディネーターが把握することはかなり困難であることが予想されます。

そこで、「児童生徒一人一人のニーズの把握」ができ、「実態に即した指導・支援を行う」ことを考えると学級担任が適していると考えられます。しかしながら、作成に関しては障害に関するより専門的な知識や他機関との連携が必要である場合も考えられるため、コーディネーターの助言を受けながら担任が作成するのがより現実的だといえるでしょう。

Q36 子どもの実態把握をどのように進めるのですか？

1 実態把握の目的

学校における実態把握では、障害種別を判断するためでなく、学習面や行動面、対人関係においてどのような支援を必要としているかを把握し、適切な支援や対応のあり方を探るという目的で行います。

2 実態把握の方法

校内委員会で使った実態把握シートや具体的な資料について、評価していきます。

- (1) 学習のつまずき方（どの程度・どのようなところで）行動のパターン（いつ・どのようなきっかけで…）などを分析します。
- (2) 多数の眼で見ていくことがより客観的です。
 - ・特別支援コーディネーターが授業中の様子を観察
 - ・かかわりのある方からの情報
- (3) できていること・得意なことの中にたくさんの指導法や手がかりがあります。
- (4) 支援の方針・支援体制作りにつながるような実態把握をしていきます。

- 主に学習（読み・書き・計算・話す・聞く…）に課題があるタイプ
- ・ノート・ワークシート・作文・絵・話しているときのテーブ…
 - ・聴き取り具合（指示にたいしての行動・聞き返し具合…）
 - ・宿題の様子（家庭での様子～時間・場所…）
- * 習得している学年を探る。
- * 誤り方を探る。（読めるけれど書くスピードが遅い。計算できるが文章題が弱い…）
- * 処理していくスピードと課題の量は適切か。
- * できることと苦手なこととのアンバランスな面を把握する。
- 主に行動（集団行動での不適応・対人関係・こだわり）に課題があるタイプ
- ・いつ・どんな時に・どのような行動にでるか・周りの対応・対象児童の反応という観点である期間の記録をとる。
 - ・落ち着いた状態はどんな場面か（いつ・どんな時に・周りの対応・対象児童の反応）
 - ・おしゃべりのなかでコミュニケーションのとり方や社会的な常識について見る。
- * 行動記録をとる。
- * ほめる場面・うまくいったことも記録しておく。
- * ストレスの解消法などの情報も必要
- 家庭での過ごし方について、できる範囲で聴き取りをしておく。
- ・余暇の過ごし方・宿題の様子・睡眠・食事・兄弟関係・習い事…
 - ・アンケートに記入してもらう。（下の様式参照）
- 専門機関からの資料
- ・療育や指導の経緯
 - ・検査結果
- * 機関によっては、保護者の同意文書が必要なところもあります。
- * 療育や指導の場面を参観させてもらうこともできる。

家庭生活アンケート

年 月 日記入
【 】記入者

氏名		性別		学年	
子どもの様子	*気になることやよいところなど				
生活スケジュール	*起床や睡眠、宿題にかかる様子など、習い事や塾など				
放課後や休日	*地域での友達や家族との時間の過ごし方など				
保護者の願い	生活面				
	学習面				
	行動面				
	進路について				
子どもの願い					

Q37 子どもの実態把握のための検査にはどのようなものがありますか？

一般的によく使われている検査には、次のようなものがあります。

検査名	特徴	適応範囲	出版元
WISC-III 知能検査	<ul style="list-style-type: none">精密な知能検査で、包括的な一般知能を言語性、動作性、全検査の3種類のIQによって測定する。知的発達の状態を評価点プロフィールで表示することで、LDや知能の遅れのある子どもの指導に有効な資料を提供する。	5歳～ 16歳11ヶ月	日本文化 科学社
K-ABC心理教育 アセスメント バッテリー	<ul style="list-style-type: none">認知処理能力を継次処理、同時処理から捉え、学習障害の教育的診断や指導プログラム作成に利用できる。	2歳6ヶ月～ 12歳11ヶ月	日本文化 科学社
田中ビネー式 知能検査	<ul style="list-style-type: none">一般的な知能水準を知るために使われる個別の知能検査。子どもが興味を示すよう検査用具を工夫している。	2歳～成人	田研出版 株式会社
ITPA 言語学習能力 診断検査	<ul style="list-style-type: none">知的活動の個人内差をコミュニケーション課程の面から捉え、学習障害の教育的診断に利用できる。	3歳～ 9歳11ヶ月	日本文化 科学社
新版 S-M社会 生活能力検査	<ul style="list-style-type: none">精神発達遅滞児の診断に不可欠な要素である社会生活能力を的確に捉える。領域別に社会生活年齢(SA)と社会生活指数(SQ)が算出されSAプロフィールを描くことで子どもの特徴が分かり、適切な指導が行える。	乳幼児～ 中学生	日本文化 科学社
日本版 PEP-R	<ul style="list-style-type: none">用具を使って遊ぶ場面を観察しながら診断する。模倣知覚運動機能、認知機能など発達上の重要な側面を的確に捉えることができる。	6ヶ月～ 12歳	川島書店
LD児診断のためのスクリーニングテスト(PRS)	<ul style="list-style-type: none">我が国唯一のLD、ADHD児のためのスクリーニングテスト。言語性LD、非言語性LD、総合診断ができる。IEP(個別指導計画)をたてる具体的な資料が得られる。		文京資料 協会
新版K式 発達検査	<ul style="list-style-type: none">姿勢運動、神経心理学の最新の理論と研究をもとに、子どもの知的活動の水準を測定する。	新生児～ 14歳	京都国際 社会福祉 センター
フロステイツ グ視知覚発達 検査	<ul style="list-style-type: none">幼児から小学校低学年の子どもの視知覚上の問題を発見し、適切な訓練を行うための検査。	4歳～ 7歳11ヶ月	日本文化 科学社

Q38 校内外のリソースをどのように活用したらいいですか？

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」には、「いつ・どこで・誰が・どんな支援を」を明確に記載していきます。その際に利用できるリソース(資源)を確認し、支援ネットワークとして持つておくことは支援の幅を広げることにつながります。

リソースとしては、時間・人・場所などが考えられます。リソースの活用は、「本人が・保護者が・担任が」と様々な場面を想定して考えていきます。実際に活用する時は、コーディネーターが連絡・調整をすることになります。校内のリソースを掘り起こし、活用するためには校内委員会での話し合いの結果について保護者や本人、全職員の共通理解の上に進めていきます。校外のリソースの場合は保護者や専門機関との共通理解が必要です。その際には、個人情報の取り扱いについて確認と保護が必要です。

【校内リソースの例】

人	管理職・級外・少人数TT・通級担当教員・生活指導員・スクールカウンセラー
場	特殊学級・教育相談室・校長室・学習室・通級指導教室
教材・指導法	特殊学級・通級指導教室での教材や指導法・校内研究（例えば算数）
共通理解の場	生徒指導・教育相談会（月1回）
時 間	休み時間・放課後・朝の時間・級外の授業外の時間

【リソースの活用例】

1 校内リソースを利用するA児の場合

	支 援 内 容	支 援 チ ー ム	場 所	時 間
本 児	計算力・表記の個別指導	級 外	学習室	朝の時間（読書・スキル）
保護者	教育相談	スクールカウンセラー	相談室	随 時

- ・校内委員会で、本児の課題と支援方法を共通確認
- ・本児、全職員、保護者との共通理解
- ・学級の子どもたちへの理解・啓発

2 校外リソースを利用するB児の場合

	支 援 内 容	支 援 チ ー ム	場 所	時 間
本 児	社会性を養うためのグループ指導	専門機関(○○療育センター) 地域の方（絵画教室） 親の会	○○センター ○○公民館	放課後や休日

- ・校内委員会で、本児の課題と支援方法を共通確認
- ・校外の専門機関や目的に合う会やグループを紹介、
- ・関係する機関やかかわられる方と本児の特性や課題について連携をもつ。

Q39 教師間の共通理解はどのように図ったらいいですか？

校内で特別な教育的支援の必要な児童生徒の指導については、全教職員で取り組む姿勢が大切です。当該児童生徒の担任だけが取り組むということではなく、日々の児童生徒の状況や教育活動について、学級担任以外の教職員からも情報提供があり、気がついたことを話し合うことにより指導の充実を図るなど、学校全体で組織的に考えていくことができる体制が望されます。

特に小学校では、日々の指導のほとんどを担任一人が担っており、担任一人が抱え悩んでいる場合が多く見られます。学級担任以外からも積極的に話題提供できるように、日頃から児童生徒のことについて話しやすい雰囲気をつくり、みんなの協力体制で見ていくようにしていくことが大切です。また、中学校では複数の目で生徒の様子を見る能够性がありますが、教科担任間の連携が大切になってきます。

小・中学校のどちらにも共通した対応としては、

- 1 学年体制としての理解を図る。
- 2 校内委員会などの学校体制での理解を図る。
- 3 校内研修を行い、全教職員が知的障害、情緒障害、発達障害等について理解を深める。

等の方法があげられます。

Q40 資料を保管する際はどのようなことに留意するのですか？

児童生徒一人一人のニーズに応じた教育的支援を行うためには、より正確な児童生徒の状態を把握することが重要となります。そのため、就学前も含めた情報や、個別検査の結果、アセスメント等をもとに、個別の指導計画を立て、保護者の意向など様々なプライバシーに関する情報が記入されています。また、これらの情報を職員会議や研修会等に出す場合、あるいは他機関に提供する場合、また反対に他機関から情報を提供される場合も保護者（本人）の同意が必要です。

そこで、資料の管理に際しては個人のプライバシーが損なわれないことが不可欠です。また、地方公務員法第34条において、職務上知り得た秘密を漏らすことは法的にも禁じられ、職を退いた後も同様とされていますので、関係職員が事前に確認しておく必要があります。

以上のこととふまえ、各地方自治体における個人情報保護条例等を参考にし、各学校（地域ネットワーク内）等において情報保護に関するガイドラインを作成し、共通理解を図っておく必要があるでしょう。